

○高圧ガス第一種製造者(一般事業所用)『危害予防規程』の規範

《高圧ガス保安協会》

〔項目のみ記載〕

第1章 総則

- 1 目的
- 2 用語の定義
 - ① 規則、規定類等
 - ② 協力会社
 - ③ 異常状態
- 3 危害予防規程の位置付け等
 - ① 危害予防規程の位置付け
 - ② 保安教育計画との関連

全文の参照をご希望される方は、下記へ
お問合せください。

高圧ガス保安協会（高圧部）
東京都港区虎ノ門 4-3-13
神谷町セントラルプレイス
電話 03-3436-6103

第2章 保安管理体制

- 1 保安管理組織
 - ① 事業所内の組織
 - ② 事業所外の組織との関連
 - ③ 保安統括者等の選任
- 2 保安に関する協定
 - ① 事業所外との協定
 - ② 労働組合との協定
 - ③ 協力会社との協定
- 3 規定類の管理
 - ① 関連する規定類
 - ② 制定の方法等
- 4 保安管理の記録
- 5 保安査察

第3章 保安統括者等の職務

- 1 保安統括者及び代理者の職務
- 2 保安技術管理者及び代理者の職務
- 3 保安係員及び代理者の職務
 - ① 製造施設及び製造の方法の管理
 - ② 製造設備の運転管理

- ③ 製造施設の維持及び管理
- ④ 製造施設の巡視点検及び検査
- ⑤ 協力会社の保安管理
- ⑥ 異常状態に対する措置
- ⑦ 保安教育の計画及び実施

第4章 運転、操作等に関する保安管理

- 1 運転及びその管理を行う者
- 2 運転、操作等に関する規定類の作成及び実施
 - ① 作成及び整備
 - ② 運転基準
 - ③ 巡視点検基準
 - ④ 清掃基準
 - ⑤ 用役等の管理基準
 - ⑥ 充てん、移動、導管等の管理基準
- 3 交替勤務の引継
- 4 夜間及び休日の運転開始及び運転停止
- 5 運転、操作等の記録

第5章 施設に関する保安管理

- 1 法令に定められた製造施設の技術基準

保安係員は法第8条第1号に定められた製造施設の技術基準に関し、所管の製造施設が保安規則等に適合するよう監督する。

その内容は次の各項に示す事項を網羅するものとする。

 - ① 製造施設の位置及び距離並びに建造物の構造等
 - ② 製造設備の構造等
 - ③ 保安設備、測定機器等
- 2 設備管理の規定類の作成及び実施
- 3 設備管理の記録
- 4 施設の検査
- 5 工事を行うときの保安管理
 - ① 工事責任者
 - ② 工事前後の保安措置
 - ③ 設備内作業に関する保安措置
- 6 施設を新增設するときの保安管理

第6章 異常状態に対する措置

- 1 不調・故障に対する措置

- 2 事故・災害に対する措置
- 3 人身事故に対する措置
- 4 異常状態に関する記録

第7章 保安教育及び規定類の周知

- 1 保安教育の計画及び実施
- 2 危害予防規程及び規定類の周知及び活用
- 3 事故・災害対策訓練
- 4 改善提案等
- 5 危害予防規程等に違反した者の措置

第8章 協力会社の保安管理

- 1 管理監督の方法
- 2 保安教育

第9章 危害予防規程の制定及び変更

- 1 作成、制定及び変更の方法
- 2 届出
- 3 経過の記録

(第10章) 防災計画の作成

「高圧ガス関係事業所が定める防災計画に関する指針」に基づき作成